名古屋市立大学における若手臨床研究奨励制度実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図るため、臨床研究を実施する教職員に対して支給する「若手臨床研究奨励費」に関し、必要な事項を定めるものとする。

（若手臨床研究奨励費支給対象の臨床研究）

第２条　若手臨床研究奨励費支給の対象となる臨床研究は、以下の各号すべての要件を満たす臨床研究として認められ、名古屋市立大学医学系研究倫理審査委員会（以下、「IRB」という。）において承認を得られたものとする。

（１）臨床研究法第２条第２項に規定する特定臨床研究に該当しない臨床研究であること。ただし、治験は含めない。

（２）人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に該当する研究であること。

（３）第４条に定める申請者が当該臨床研究の研究責任者（多施設共同研究の場合は研究代表者）であること。

２　奨励対象件数は毎年度 60 件を限度とする。

（若手臨床研究奨励費の額）

第３条　若手臨床研究奨励費の額は 150,000 円とする。

（申請者）

第４条　申請者は、以下の各号すべての要件を満たす者とする。

（１）申請日からその翌年度において名古屋市立大学に所属する教職員であること。

（２）申請日の属する年度において研究代表者として当該臨床研究に対し外部資金を獲得していない者であること。

（３）当該臨床研究の IRB 初回審査承認日における年齢が 45 歳以下の者であること。

（４）これまでに当該奨励費を受給した実績がないこと。

（申請および支給決定の手続）

第５条　申請者は、「若手臨床研究奨励費申請書（別紙様式 1）（以下、「申請書」という。）」を、NCU-NEXUS 先端医療開発連携センター（以下、「NEXUS」という。）に提出するものとする。

２　申請期間は毎年２月１日から３月 31 日までとする。ただし、当該臨床研究の IRB 初回承認日が３月１日から３月 31 日の場合においては、申請期間を３月１日から４月 30 日までとする。

３　当該臨床研究の IRB 初回審査承認日の属する年度にのみ申請ができるものとする。

４　当該奨励費は、１名につき１回まで申請可能とする。

５　NEXUS は、申請書を受け付けた場合、要件を確認した上で４月以降「若手臨床研究奨励費結果通知書（別紙様式 2）（以下、「通知書」という。）」を申請者に送付する。また通知書を申請者に送付した場合は、送付順に送付番号を付番するものとする。

６　申請者が支給決定の通知書受理時点で教員以外の場合は、速やかに公立大学法人名古屋市立大学研究員規程に定める研究員志願手続きを実施し、研究員となった旨を NEXUS に連絡するものとする。

（若手臨床研究奨励費の執行）

第６条　若手臨床研究奨励費は、原則、支給対象となる臨床研究に必要な費用として執行するものとする。

２　当該奨励費は、取得した年の年度末まで使用可能とする。

（事務局）
第７条 本事業の事務局は臨床研究推進課に設置する。

（その他）
第８条 この要項に定めない事項は、NEXUS が別に定める。

附　　則
１　この要項は、令和５年 12 月５日から施行する。
２　令和５年度については、第５条第２項を「申請期間は本実施要項配布日から令和６年３月３１日までとする。」に、第５条第４項を「事務局は、申請書を受け付けた場合、内容を確認した上で速やかに通知書を申請者に送付する。また通知書を申請者に送付した場合は、送付順に送付番号を付番するものとする。」に読み替える。

附　　則
この要項は、令和７年１月 21 日から施行する。

附　　則
この要項は、令和７年 10 月６日から施行する。

附　　則
この要項は、令和８年９月 15 日から施行し、令和８年４月１日より適用する。